

郡山市土地区画整理事業地区内都市計画道路等維持管理要綱

平成23年11月30日制定

平成26年10月24日一部改正

令和4年11月1日一部改正

[都市構想部区画整理課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全及び安心な街づくりの実現並びに公共の福祉の増進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内において事業地区内の都市計画道路（以下「道路」という。）並びに公園及び調節池（調整池を含むものとする。以下「公園等」という。）の維持、修繕及び管理（以下「維持管理」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(維持管理の定義)

第2条 この要綱において維持管理とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路の維持及び修繕
- (2) 道路の植樹帯及び街路樹の植栽の管理
- (3) 道路の照明用として設置された電灯（以下「街路灯」という。）の修繕
- (4) 公園等の除草、草刈及び除伐

(対象となる道路)

第3条 この要綱において、維持管理の対象となる道路は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めるものでなければならない。

- (1) 換地処分があった場合において法第105条又は法第106条の規定により市に帰属し、又は市の管理に属することとなる道路で、かつ、事業の施行前における道路法（昭和27年法律第180号）第3条に基づく市道に相当する道路であること。
- (2) 法第14条第1項に規定する事業計画に定められた設計の概要に適合する道路の工事が完了し、かつ、一般交通の用に供しているものであること。

(対象となる公園等)

第4条 この要綱において、維持管理の対象となる公園等は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めるものでなければならない。

- (1) 換地処分があった場合において法第105条又は法第106条の規定により市に帰属し、又は市の管理に属することとなる公園等であること。
- (2) 法第14条第1項に規定する事業計画に定められた公園等の工事が完了しているものであること。

(費用の負担)

第5条 維持管理に要する費用及び街路灯の電気料金は、市が負担するものとする。

(協定書の締結)

第6条 市と組合は、道路及び公園等の維持管理を適切に行うため、道路及び公園等の維持管理の協力に関する協定書を締結するものとする。

2 市は、前項の協定書を締結するときは、第2条各号に掲げる維持管理作業中における場合を除き、市が維持管理するものに係る第三者への損害の賠償については、組合がその損害を賠償

しなければならない旨の条件を付けるものとする。

(設計図書の提出等)

第7条 組合は、市長から維持管理を行うため道路及び公園等の設計図書等について提出を求められた場合には、設計図書等を市長へ提出するとともに、維持管理作業に関し必要な協力をするよう努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月24日から一部改正する。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から一部改正する。